□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□

10/9-10 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

こんなにひどい

生活保護の引き下げ、ガマンするしかない？

2018年10月、またしても、生活保護基準の見直し！

審査請求 やってみよう

みんなで声をあげよう!!

- 2013年引き下げの裁判の決着がついてないのに、また引き下げ！（平均1.8%、最大5%、総額 213 億円）
- 子育て世帯・都市部の単身世帯に大きな影響！
- 2013年には「物価が下がった」として引き下げたのに、今回は物価が上がっても、無視!
- 生活保護利用者の生活状況を聞こうとしない

増えても雀の涙！

審査請求って？

福祉事務所の処分に対する不服申立の手続です。保護費をいくらにするかも「処分」にあたります。この審査請求をしておかないと、生活保護基準引き下げについて、あとから裁判で争うことができません。

どこに出すの？

都道府県知事、または地元の福祉事務所に提出します。

いつまでに出すの？

10月の保護決定通知書を受け取った日の翌日から3か月以内 です。

具体的にどうしたらいいの？

お願い **10月の生活保護費が書かれた決定通知書は、絶対になくさないでください。**

① 裏面の「審査請求書」の［　　］のところに必要事項を記入しましょう。

② コピーを2通 とりましょう。

③ コピーしたものにハンコを押して、2通とも提出しましょう。
保護決定通知書もコピーをとり、一緒に提出してください。
もとの名前等を書いたものは、「控え」として大事に保管して下さい。
郵便なら配達証明郵便、持参なら自分の「控え」に受領印を押してもらいましょう。難しければ出すだけでもかまいません。

保護費が上がっても審査請求！

「それでも満足に生活できない」なら、審査請求で異議申立しましょう!

1人でやるのは、むずかしい…

審査請求は、代理人を立てられます。弁護士でなくてもいいので、支援の人に相談してください。相談できる人がいなければ、ご連絡下さい。

生活保護を打ち切られたりしない？

そんなことはありません。審査請求は生活保護法にもとづく適法な手続です。それにより、不利益な扱いをすることは許されません。

出した後は、どうしたらいいの？

お願い **審査請求を出したことを、教えてください。**

審査請求をした人数を、とりまとめています。審査請求を出したことを支援団体の人に伝えるか、右の「連絡フォーム」からお願いします。
・後の流れについては、右のホームページで公開中のQ&Aを、ごらんください。

お問い合せや連絡はこちらへ

生活保護問題対策全国会議
http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/

いのちのとりで裁判全国アクション
http://inochinotoride.org/

連絡フォーム、Q&Aはこちらからどうぞ！

◆10月9日-10日相談ホットライン開催！
0120(453)567 10時-20時

□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

◆□□□10□23□□□□18:30□
◆□□□□□□□□□□□□□3□□□□□
JR□□□□□□□□□□□□10□
□□□□→https://saitamasogo.jp/access
□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□80□□□□□□□□30□□□□□□□□□□□□□

予約不要・参加無料
主催：反貧困ネットワーク埼玉
スウェーデン学習会PART３
「若者が活躍する社会スウェーデン
～若者参加を支える思想と政策～」
１０月２３日（火）
１８：３０～２０：００
会場：埼玉総合法律事務所
さいたま市浦和区岸町７－１２－１
東和ビル３階大会議室
（JR浦和駅から徒歩10分）
埼玉総合法律事務所
講師：両角達平（MOROZUMI TATSUHEI）
８８年長野県生まれ。文教大学研究員。駒澤大学非常勤講師。スウェーデンの若者政策専門家。２０１２年からストックホルムに留学。以降、視察コーディネートや翻訳、記事執筆、独自調査に携わる。ストックホルム大学国際比較教育（修士）。コンサル、調査研究、NPO支援などを軸にフリーランスで活躍中。

□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□

□□□

外国人技能実習生
法的支援マニュアル
今後の外国人労働者受入れ制度と人権侵害の回復
外国人技能実習生問題弁護士連絡会
明石書店

□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□Part□

□□□□□□□□□□□□□□□2018
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

Cro-Mags
PARADISE LOST
CANCER
CEREBRAL FIX
MONOLITH
HOARSE
LUCIA-93
ENTOMBED
DUB-DISCO
LÅT OSS
FÅ
STANNA PÅ

9/15□□□□61□□□□

◆□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

◆□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□

◆□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

◆□□
□□□□□□□□□□□□←□□□□□□□□□□□□□□□□

◆□□□
□□□□□□□□□□

◆□□
□□□□□□□

◆□□
□□□□□□□□□
□□□□□□□□□

◆□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

第61回日本弁護士連合会人権擁護大会　プレシンポジウム

多文化共生のために

2018（平成30年）9/15（土）

14時開始（13時30分開場）
埼玉会館3階
3C会議室

入場無料
申込不要

教育の現場から

日本で暮らす外国籍の方の数は、現在250万人を超えています。
埼玉県内には約17万人の外国籍の方が暮らしており、その数は全国で第5位です。そして、そのなかには、たくさんの子どもがいます。また，日本国籍であっても、外国で生まれ育った子どももいます。外国籍の子どもや、外国で生まれ育った「外国につながりのある子ども」は、学校、進学、地域社会、家庭において、言葉、外見，文化の違いに起因する様々な苦難に直面することもあります。
今回のシンポジウムでは、埼玉で暮らす「外国につながりのある子ども」にスポットを当て、教育現場における課題や支援のあり方を広く市民の方々に知っていただき、望ましい支援、施策について、考える場としたいと思います。

基調報告

磯田三津子氏（埼玉大学准教授）

外国につながりのある子どもたちをめぐる学校教育の現状と課題
―埼玉県における外国人児童生徒教育の今後を考える―

パネルディスカッション　司会 埼玉弁護士会会員

磯田三津子氏（埼玉大学准教授）
芳賀　洋子氏（あそび舎てんきりん代表）
当事者の方

主　催　埼玉弁護士会
共　催　日本弁護士連合会／関東弁護士会連合会

お問合せ先　埼玉弁護士会 048-863-5255

第61回日本弁護士連合会人権擁護大会
プレシンポジウム

2018（平成30年）
9/15（土）
入場無料
申込不要
14時開始（13時30分開場）
埼玉会館3階 3C会議室

多文化共生のために
教育の現場から

基調報告

磯田三津子氏
（埼玉大学准教授）

外国につながりのある子どもたちをめぐる学校教育の現状と課題

埼玉県における外国人児童生徒教育の今後を考える

埼玉大学教育学部准教授。博士（教育学）。専門は、教育方法学、在日外国人児童生徒教育、多文化教育。著書に、『グローバル時代の国際理解教育』（共著、明石書店、2010）、『音楽教育と多文化主義』（三学出版、2010）など。

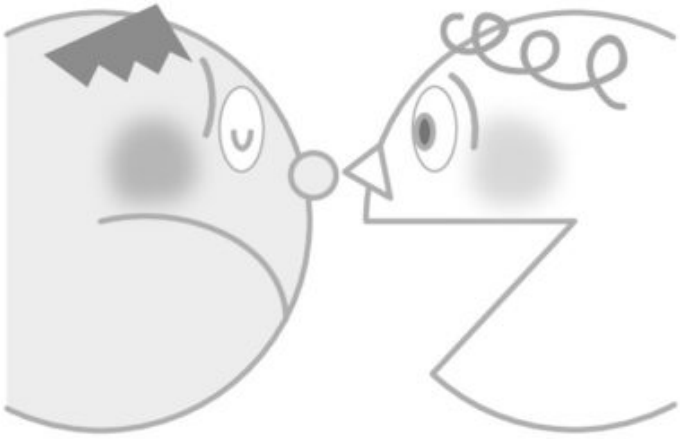

パネルディスカッション

講師紹介

磯田三津子氏
（埼玉大学准教授）

芳賀洋子氏
（あそび舎てんきりん代表）

日本語ボランティア、日本語学校教師、日本語指導員約20年。
1999年以降、多文化の子どもたちが本来の力を活かして輝く街を目指し、地球っ子クラブ、子育ての会Coconico、てんきりんを設立、現在に至る。
埼玉県グローバル賞、ふれあい教育賞受賞、多文化共生推進委員2年。文化庁の事業受託13回。

当事者の方

スリランカ出身。小学生から中学生の頃に、日本とスリランカを行き来していた。埼玉県内の中学校・高校を卒業。その後、私立大学を卒業し、県内の企業に就職する。
現在は日本語とシンハラ語を活かして仕事をしている。

司会 埼玉弁護士会会員

主催／埼玉弁護士会
共催／日本弁護士連合会／関東弁護士会連合会

お問合せ先　埼玉弁護士会 048-863-5255

□□□□□□□□⇒□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

10/4 □□□□61□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

第61回日本弁護士連合会人権擁護大会 in 青森　シンポジウム第1分科会

「外国人労働者100万人時代」の日本の未来

人権保障に適った外国人受入れ制度と多文化共生社会の確立を目指して

プログラム

第1部 基調講演　講演者　**宮島 喬**氏（お茶の水女子大学名誉教授）

第2部 外国人受入れ政策のあり方

・基調報告

・パネルディスカッション　外国人受入れ制度のあり方と人権保障

パネリスト（予定）：**木村 義雄**氏（自由民主党外国人労働者等特別委員長・参議院議員）、**石橋 通宏**氏（外国人の受け入れと多文化共生社会のあり方を考える議員連盟事務局長・参議院議員）、**井上 隆**氏（日本経済団体連合会　常務理事）、**村上 陽子**氏（日本労働組合総連合会 総合労働局長）、**鳥井 一平**氏（移住者と連帯する全国ネットワーク代表）、**法務省入国管理局担当官**

第3部 「受入れ後」の多文化共生

・基調報告

・パネルディスカッション　日本における外国につながる子どもたちへの教育と共生

パネリスト（予定）：**北川 裕子**氏（のしろ日本語学習会代表・秋田県外国人相談員）、**松岡 真理恵**氏（浜松国際交流協会　主幹）、**角田 仁**氏（東京都立一橋高校定時制教員）、**長南 さや佳**氏（スウェーデン・マルメ大学移民政策研究所　研究員）

入場無料

とき 2018年10月4日(木)　12時30分～18時

ところ リンクステーションホール青森<青森市文化会館>
青森県青森市堤町1－4－1（JR青森駅から路線バスまたはタクシーで約10分）

お問い合わせ：日本弁護士連合会人権部人権第一課 TEL 03-3580-9483

第61回日本弁護士連合会人権擁護大会シンポジウム第3分科会

日本の社会保障の崩壊と再生
- 若者に未来を -

入場無料

〈日時〉2018年10月4日（木）12：30～18：00
〈場所〉リンクモア平安閣市民ホール（青森市民ホール）
〈住所〉青森市柳川 1-2-14

※事前申込不要 / 手話通訳あり

第1部 基調講演

「日本社会の課題にどう立ち向かうか」
～若者支援政策の拡充に向けて～

本田由紀氏（東京大学大学院教育学研究科教授）

第2部 若者未来サミット in 青森

～スウェーデンと日本（青森 / 東京 / 静岡）の若者と考える日本の未来～

スウェーデンで若者たちのための居場所づくりの活動をしている若者たちが来青！
青森，そして日本各地の若者たちと共に，日本社会の未来について語り合う。

第3部 パネルディスカッション

〈パネリスト〉

井手英策氏（慶応義塾大学経済学部教授）
後藤道夫氏（都留文科大学名誉教授）
諏訪原健氏（元 SEALDs メンバー）
本田由紀氏（東京大学大学院教育学研究科教授）

〈お問い合わせ〉日本弁護士連合会　人権部人権第一課　TEL：03-3580-9501